

令和 6 年度八千代市教育委員会第 2 回定例会

令和 6 年 5 月 1 5 日

午 後 1 時 3 0 分

議 事 日 程

1 開 会

2 会議録署名人の指定

3 前回会議録の承認

4 報告事項

教育長の報告

5 議 事

議案第 1 号 附属機関の委員の委嘱について

(八千代市青少年センター運営協議会委員)

(八千代市スポーツ推進審議会委員)

(八千代市文化財審議会委員)

議案第 2 号 契約の締結について

(八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の購入)

議案第 3 号 契約の締結について

(八千代市立大和田小学校長寿命化改修(建築)工事)

議案第 4 号 令和 6 年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の
制定について

6 閉 会

【教育長の報告】

- 1 令和5年度市立中学校及び義務教育学校後期課程の卒業生の進路状況について
- 2 令和6年度市立小中義務教育学校の児童生徒数及び教職員数について
(令和6年5月1日現在)
- 3 教職員人事評価制度に係る校長面接について

令和5年度 卒業生進路状況集計表

八千代市立中学校・義務教育学校(後期課程)					
区	分	計	主な進路先及び人数		
			1番目	2番目	3番目
卒業生徒数	卒業者数 A	1706			
公立高校 (全日制)	市内公立高校進学者数	197 11.5%	八千代東高 76	八千代西高 63	八千代高 58
	市外公立高校進学者数	735 43.1%	実籾高 92	柏井高 91	船橋啓明高 61
	公立全日制進学者数計 B	932			
	(進学率)% B/A×100	54.63%			
公立高校 (定時制等)	定時制・通信制進学者数	13 0.8%	佐倉南高 4	船橋高 3	千葉大宮高 3
	特別支援学校進学者数	13 0.8%	八千代特別支援 8	市川大野 5	
	公立定時制等進学者数計 C	26			
	(進学率)% C/A×100	1.5%			
私立高校	市内私立高校進学者数	288 16.9%	千葉英和高 115	八千代松陰高 99	秀明八千代高 74
	市外私立高校進学者数	439 25.7%	東葉高 43	日大習志野高 33	東京学館高 28
	私立高校進学者数計 D	727			
	(進学率)% D/A×100	42.61%			
専修・各種 学校	専修学校進学・入学者数計 E	7 0.4%	パリ総合美容専門 2	ヴィーナスアカデミー高等部 2	野田鎌形学園 1
	(進学率)% E/A×100	0.4%			
進学者数(B+C+D+E)		1692			
(進学率)% (B+C+D+E)/A×100		99.18%			
就職	就職者数 F	0			
	(就職率)% F/A×100	0.0%			
その他	アルバイト・無職・家事手伝い等 G	14			
	(割合)% G/A×100	0.8%			

市内中学校卒業生進路状況集計表

		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
卒業生徒数		1706	1676	1715	1612	1729	1756
公立高校 (全日制)	市内公立高校進学者数	197	221	261	236	281	298
	割合	11.55%	13.19%	15.22%	14.64%	16.25%	16.97%
	市外公立高校進学者数	735	769	819	753	819	854
	割合	43.08%	45.88%	47.76%	46.71%	47.37%	48.63%
	公立全日制進学者数 計	932	990	1080	989	1100	1152
	割合	54.63%	59.07%	62.97%	61.35%	63.62%	65.60%
公立高校 (定時制等)	定時制・通信制進学者数	13	19	11	18	16	37
	割合	0.76%	1.13%	0.64%	1.12%	0.93%	2.11%
特別支援学校	特別支援学校進学者数	13	20	13	24	17	16
	割合	0.76%	1.19%	0.76%	1.49%	0.98%	0.91%
私立高校	市内私立高校進学者数	288	205	223	224	231	221
	割合	16.88%	12.23%	13.00%	13.90%	13.36%	12.59%
	市外私立高校進学者数	439	435	382	342	340	308
	割合	25.73%	25.95%	22.27%	21.22%	19.66%	17.54%
	私立高校進学者数 計	727	640	605	566	571	529
	割合	42.61%	38.19%	35.28%	35.11%	33.02%	30.13%
専修・各種学校	専修学校進学者数 計	7	0	4	9	2	2
	割合	0.41%	0.00%	0.23%	0.56%	0.12%	0.11%
進学者数 (進学者率) %		1692	1669	1713	1606	1706	1736
就職	就職者数	0	1	0	0	1	2
	割合	0.00%	0.06%	0.00%	0.00%	0.06%	0.11%
その他	無職・家事手伝い等	171.10%	6	2	6	22	18
	割合	0.10%	0.36%	0.12%	0.37%	1.27%	1.03%

議案第 1 号

附属機関の委員の委嘱について

附属機関の委員に下記の者を委嘱したいので、ご承認願いたい。

令和 6 年 5 月 1 5 日提出

八千代市教育委員会

教育長 小 林 伸 夫

記

1 八千代市青少年センター運営協議会委員

委員の任期満了に伴い、次期委員を委嘱したい。

任期：令和 6 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 3 0 日

区分	氏名	経歴・職業	備考
教育関係者	山本 正義	八千代市立大和田小学校長	再任
	種村 保	八千代市立八千代中学校長	再任
	橋本 尚美	千葉県立八千代西高等学校長	再任
児童福祉関係者	菊池 由紀子	千葉県中央児童相談所上席児童福祉司兼グループリーダー	新任
	松本 亮二	八千代市子ども部子ども福祉課子ども相談センター所長	再任
	弓削田 キク子	八千代市民生委員児童委員協議会連合会副会長	再任
	櫻井 和彦	八千代地区保護司	再任
警察関係者	荻野 信治	千葉県八千代警察署生活安全課長	再任
学識経験者	清宮 均	八千代市青少年相談員連絡協議会相談役	新任
民間有識者	落合 啓子	八千代市青少年センター補導委員連絡協議会会長	再任
	福嶋 陽平	八千代市 P T A 連絡協議会（高津小学校 P T A 会長）	再任

2 八千代市スポーツ推進審議会委員

委員の辞職に伴い，次期委員を委嘱したい。

任期：令和6年5月15日～令和7年2月1日

区分	氏名	経歴・職業	備考
スポーツに関する 学識経験のある者	平澤 一浩	八千代市小中学校体育連盟会長 (村上北小学校長)	新任

3 八千代市文化財審議委員

委員の任期満了に伴い，次期委員を委嘱したい。

任期：令和6年5月20日～令和8年5月19日

区分	氏名	経歴・職業	備考
文化財に関し識見 の高い者	濱名 徳順	宝聚寺住職	再任

議案第 2 号

契約の締結について

次の契約の締結を市長に申し出ることについて、ご承認願いたい。

令和 6 年 5 月 1 5 日提出

八千代市教育委員会

教育長 小 林 伸 夫

記

- 1 契 約 事 項 八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の
購入
- 2 契 約 方 法 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に
よる随意契約
- 3 契 約 金 額 1, 5 5 9, 3 6 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 八千代市萱田 2 2 3 3 番地 4 1 グリーンアイリス 2 0 1
八千代 SA パートナース株式会社
代表取締役 高田 貞二

提案理由

八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の購入について、八千代 S A パートナース株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第 3 号

契約の締結について

次の契約の締結を市長に申し出ることについて、ご承認願いたい。

令和 6 年 5 月 1 5 日提出

八千代市教育委員会

教育長 小 林 伸 夫

記

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 契 約 事 項 | 八千代市立大和田小学校長寿命化改修（建築）工事 |
| 2 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 1, 0 6 8, 5 4 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 株式会社川城建設 |

提案理由

八千代市立大和田小学校長寿命化改修（建築）工事について、株式会社川城建設と契約を締結いたしたい。

議案第 4 号

令和 6 年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

令和 6 年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 1 5 日提出

八千代市教育委員会

教育長 小 林 伸 夫

令和 6 年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約

(設置)

第 1 条 習志野市教育委員会及び八千代市教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）は、葛南東部採択地区内の市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「関係市小中義務教育学校」という。）において使用する教科用図書の採択について協議を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 8 2 号）第 1 3 条第 4 項の規定に基づき教科用図書葛南東部採択地区協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。（別表 1）

- (1) 関係市教育委員会の教育長
- (2) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する教育委員
- (3) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する指導行政担当者
- (4) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の校長
- (5) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市特別支援学級を設置する小中義務教育学校の校長

(6) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の保護者等

2 委員の任期は，令和6年8月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き，関係市教育委員会の教育長の互選により定める。

2 会長は会務を総理し，協議会を代表する。

3 副会長は，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は，会長が属する教育委員会の事務局に，事務局長，書記及び会計を置き処理する。

2 副会長が属する教育委員会に会計監査を置く。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集する。

2 会議の開催の場所及び日時は，会議に付議すべき案件とともに，会長があらかじめ，これを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第7条 会議は，委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員一人以上が出席しなければ，開くことができない。

2 会長は，会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は，会議で決める。

4 この会議は，非公開とする。

(教科用図書選定の方法)

第8条 教科用図書の選定は，第10条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し，会議において協議し，出席した委員全員の一致によって決する。

2 出席した委員全員の一致によって決しない場合には、別紙 1 の方法により選定する。

(選定した教科用図書の報告)

第 9 条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会及び千葉県教育庁葛南教育事務所長に対して、選定した教科用図書に関して報告するものとする。

(研究調査委員)

第 10 条 協議会に教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、別表 2 に掲げる研究調査委員を置く。

2 研究調査委員は関係市教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 研究調査委員長は種目ごとに委員の互選により定める。

4 研究調査委員は見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、研究調査委員長は会議に報告する。

(議事録等の公表)

第 11 条 会議の議事録及び前条第 4 項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

(費用の負担)

第 12 条 協議会に要する費用の負担は、関係市教育委員会の協議により決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 6 年 5 月 22 日から施行する。

(失効)

2 この規約は、令和 6 年 8 月 31 日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この規約の施行の日以後最初に招集される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、八千代市教育委員会教育長が招集する。

別表1 協議会の構成

単位：人

	習志野市	八千代市	計
教 育 長	1	1	2
教 育 委 員 代 表	1	1	2
指 導 行 政 担 当 者	1	1	2
校 長 会 代 表	1	1	2
特別支援学級設置校校長	1	1	2
保 護 者 等 の 代 表	1	1	2
合 計	6	6	12

別表2 研究調査委員の構成

単位：人

	種目	習志野市	八千代市	計
1	中学校国語	2	2	4
2	中学校書写	2	2	4
3	中学校社会（地理的分野）	2	2	4
4	中学校社会（歴史的分野）	2	2	4
5	中学校社会（公民的分野）	2	2	4
6	中学校地図	2	2	4
7	中学校数学	2	2	4
8	中学校理科	2	2	4
9	中学校音楽（一般）	2	2	4
10	中学校音楽（器楽合奏）	2	2	4
11	中学校美術	2	2	4
12	中学校保健体育	2	2	4
13	中学校技術・家庭（技術分野）	2	2	4
14	中学校技術・家庭（家庭分野）	2	2	4
15	中学校英語	2	2	4
16	中学校道德	2	2	4
17	特別支援教育	2	2	4
	合 計	34	34	68

(参考) 教科書採択のスケジュール

※義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15

条による

種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

①文部科学省検定済教科書 … 4年ごとに実施（検定→採択→使用の開始順で行う）

②特別支援学級等で使われる一般図書 … 毎年実施

（児童生徒の状況に応じて、適切な教科書を選ぶため）

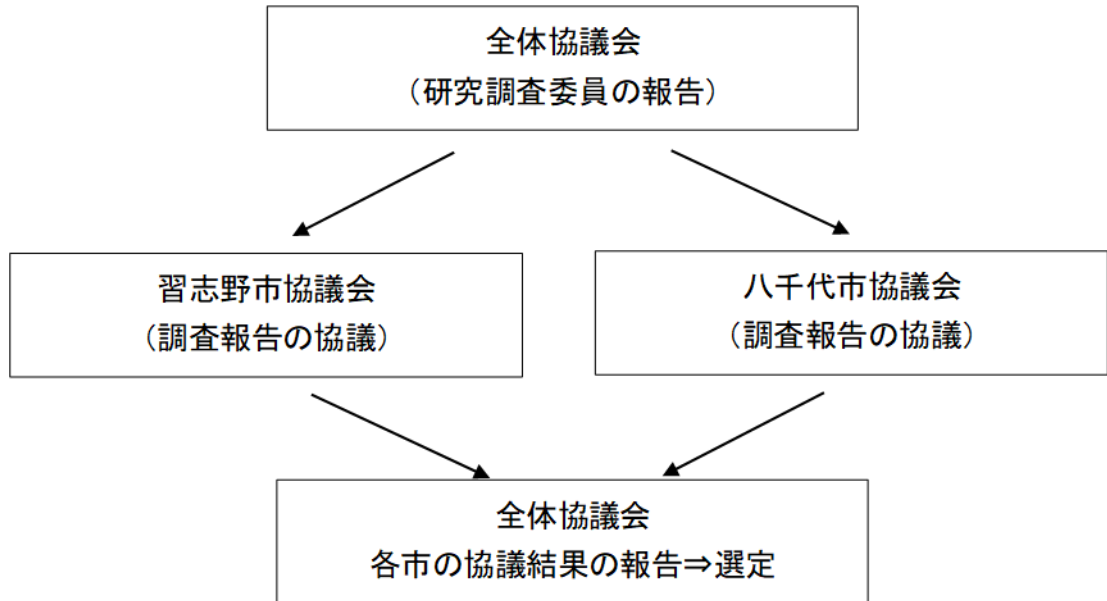
区分 \ 年度（西暦）		R 5	R 6	R 7	R 8
		(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
小学校	検 定				◎
	採 択	△			
	使用開始		○		
中学校	検 定				
	採 択		△		
	使用開始			○	
特別支援 (一般図書)	採 択	◇	◇	◇	◇

◎：文部科学省による検定

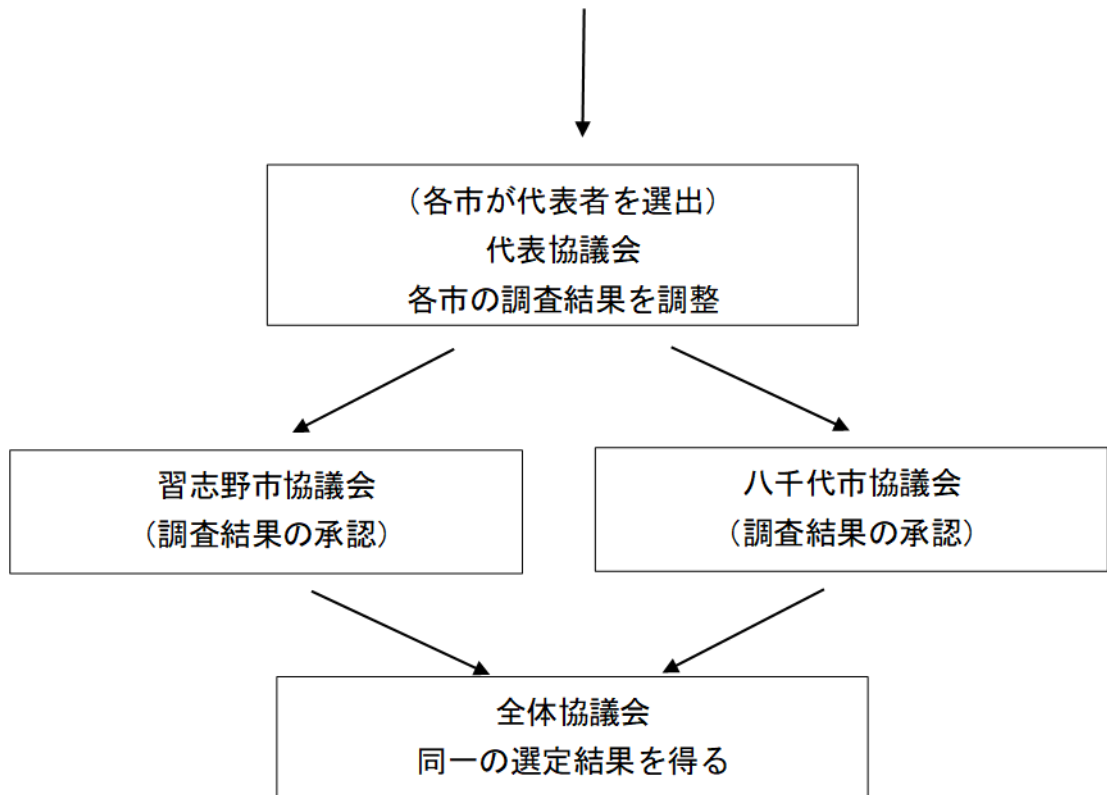
△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◇：特別支援用一般図書の採択年度（次年度に使用開始）



※ 二市の選定結果が異なった場合の調整方法



提案理由

令和 6 年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約を制定いたしたい。